

私立高校生超過学費返還請求訴訟の提起するもの

松 本 健 男

(一)

現在公教育全体に掩いかぶさってきている幾多の難問の中に、公教育に対する高学費からどのように子どもたちの権利を守り、親の経済的負担を軽減してゆくかが、極めて重要な課題として論議されていることは周知のとおりである。

現在、わたしたちが大阪地方裁判所に提訴している「私学訴訟」は、私学の学費問題のうちでもっとも深刻である私立高校の超過学費に対する国の法的責任を追求するものである。

(二)

本訴訟の正式の名称は、私立高校生超過学費返還（国家賠償）請求訴訟である。われわれは九世帯一二名による第一次提訴を一九七五年八月一四日に、一六世帯二三名による第二次提訴を七六年一〇月八日に行った。第一回公判は七五年一月六日に開かれ、以来三年間に一三回の公判が大阪地裁第七民事部において大法廷を使用して行われてきた。毎回傍聴者は極めて多数にのほり法廷に入りきれない人達のために別の会場で学習会が公判と並行して行われたこともあるような状況である。

本訴訟の原告はいずれも大阪府下に居住し、その子女を

私立高校に通学させている（もしくは通学させていた）勤労者である親である。提訴者の内訳を職業別にみると、一番多いのが公立小学校の給食調理員の人達（女性）であり、二五世帯中九世帯を占め、次に大阪府の南端の岬町にある部落に居住して工員などをして働いている人達が七世帯あり、その他は教員や電々公社職員、中小企業勤務者などで、中には母子世帯で病気で無職の世帯もある。原告らの世帯収入は教員や電々公社職員の人達が比較的高く、七五年当時で月額二〇万円から二五万円程度、学校給食調理員の人達は同じく一二万円から一五万円程度で、夫の収入を加えても大部分は二〇万円に達せず。しかも九世帯のうち五世帯が母子家庭もしくはこれに準ずるものである。部落解放同盟に所属する、前記の岬町の人達を含む九世帯の世帯収入はとくに低く、一〇万円以下の世帯も少なくない。

それではこの人達が私立高校生の子どものために、どれほどの学費を支払っているかをみると、子どもの入学年度、私立高校によって相違があるが、平均的に考えて昭和五〇年度では入学金は一二万円から一五万円、授業料とこれに準ずるもの（学校行事費など）は一五万円から二〇万円に達し、五一年度はさらに入学金において数万円、授業料などにおいて五万円程度引き上げられている。

したがって原告らのように中以下の所得階層の勤労者にとって、初年度で三〇万円、二、三年度で二〇万円に達する学費を支払うことは世帯経済上並々でないことは、一見明瞭である。われわれが本訴訟で問題としたのは、まさに、勤労者世帯にとって到底我慢できない、これほど高額の学費について、国や地方公共団体が、とりわけ国が、その解消のための具体的措置をとらないことに何らかの法的責任が存在するのではないかということである。よってわれわれは、原告らが支払わねばならなかった学費額のうちで同世代の公立高校生の学費を上廻る学費を超過学費とよび、右超過学費分について、これは国が、国民の教育を受ける権利の実質的保障をなすべき法律上の義務を怠ったことよって原告らに生じた損害であるとして、国家賠償請求をなすこととしたのである。

(三)

本訴訟の請求は次のような構成から成り立っている。
 (一) 現在の憲法—教育基本法体制は、戦前の教育勅語に基礎づけられた国民の国に対する義務としての教学体制と根本的に異なるものである。それは国家が独占していた教育権を国民に解放し、国民の権利としての教育を実現するた

めの教育諸条件の整備を国に対して要求するものであり、国はまさに国民に対して右の憲法上の義務を負う。そして教育諸条件の整備の中で公教育の無償化を図ることはもとも基本的な内容である。けだし現代の高度に発達した社会において、一定水準以上の基礎的な教育をうけることは、社会生活を営んでいくうえで不可欠であり、また人間の諸能力を成長発達せしめてゆくことは国民各自にとっての基本的な教育要求でもある。平和で民主的な文化国家の理念からして、国は国民全員に普通教育を実質的に保障すべきであり、その無償化を図るべきである。国が国民の教育を受ける権利の実質的保障を図るべき立法行政施策を怠りそのため国民に不当な損害を与えた場合は、右立法・行政不作為にもとづく国の法的責任を追求することは可能である。

(二) 高校進学率は年々上昇し、五〇年度で全国で九二%、大阪府で九四・五%に達し、さらに上昇を続けている。そして現業を含むすべての国家公務員、大部分の地方公務員や公社職員をはじめ、民間大企業まで、主要な生産現場では、その採用資格に高校卒以上を要求している。このような高校義務化の実態の中で、高校進学を強く希望しながらも、公立高校の収容率が限られているため、公立高校を希望しながらも進路指導などによって私立高校を推薦された

も端的に示すものは生徒一人当りの教育費(経常費)とその内訳である。大阪府の場合、四九年度において、公立高校は年間二八二、四〇〇円であるのに対し、私立高校はその六五・七%である一八五、六〇〇円にすぎない。また学校教育費の負担区分構成を四八年度(全国平均)についてみると、公立高では生徒納付金は僅か三・九%であるのに対し、私立高では実に四七%を占める。これらを総合すると、大阪府の場合、私立高生は絶対額において年間三〇万円以上、倍率において公立高生の数十倍にのぼる学費を負担させられているのに、支出される教育費は公立高生の三分の二にすぎないのである。そしてこの異常な公私格差は他の府県においてもほぼ同様に認められるところである。

(三) 私立高校生をもつ親が勤労者である場合、こうした学費負担は、ただでさえ苦しい家計を圧迫し、健康で文化的な生活水準を大幅に引き下げ、最低限度の水準さえをも破壊してしまうほど重大な障害を与えるに至る。大阪府の勤労者の年間実収入平均一、六五七、二〇〇円の人の子どもを私立高に通学させる場合、平均の学費負担額は五〇年度の第一学年についていえば三一四、六〇〇円であり、第二学年以降は一八〇、八〇〇円であるから、第一学年で総収入の一八・七%、第二学年以降で一〇・九%に達し、他に収入がないとすれば年間一、三四二、六〇〇円(月額一

ものは、経済的余裕がない場合、その著しい高学費のため進学を断念するか、高学費に苦しみながら進学するかの選択を迫られる。大阪府の場合、昭和五〇年度において公立中よりの高校進学者のうち三八・五%が私立高校に進学している。公私の学費格差をみてみると、大阪府の場合、昭和五〇年度まで約一〇年間、公立高校の授業料は年間七、二〇〇円に据えおかれており、五一年度に年額一四、四〇〇円(但し八月分以降)に引き上げられたのであるが、私立高校ではこの一〇年来年々上昇を続け、平均額が、昭和五〇年度で入学一時金が一三三、八〇〇円、授業料などが一八〇、八〇〇円、合計三一四、六〇〇円、同五一年度で入学一時金が一五四、一〇〇円、授業料などが二一三、二〇〇円、合計三六七、三〇〇円に達し、入学年度についていえば、昭和五〇年度で公立高の四三・七倍、五一年度で二五・五倍となる。確かに格差倍率は少し減少したようにみえるが格差額は三〇七、四〇〇円から三五二、九〇〇円にはね上っている。逆に、私立高の教育条件は全体として公立高よりも劣っている。四七年度の調査によると、教員一人あたりの生徒数は、非常勤を除くと公立一七・二五人に対し、私立二五・四七人であり、クラス定員は公立が全部四五名以下であるのに私立は約半数が五六名から五〇人であり、三分の一は五一名以上である。公私格差をもっと

一一、九〇〇円)で一家五人が生活してゆかねばならないことになるが、こうしたことは国民生活上受忍限度をこえるものである。また高校生の場合には学費のほかに少なからぬ教育費を要するのであるからなおさらである。かかる事態は私立高校生を一人として含む家族世帯に重大な生活破壊をもたらしているばかりでなく、当該私立高校生の教育を受ける権利に重大な障害を及ぼしているものである。

(四) こうした私立高校生の超過学費の実態は、大きな社会問題となっており、私立高生の親、教職員、経営者より助成金の増額の要請陳情が国に対してなされており、地方公共団体からも抜本的施策の要求が国に対してなされている。しかるに国は、この問題の重大性を充分認識しうる地位にあるのに、憲法、教育基本法の趣旨目的にそった有効な立法行政措置をとっていない。右立法行政措置としては、(1)就学希望者全員を収容するだけの公立高校の設置、(2)私立高校生の超過学費に相当する返済義務のない奨学金の支給制度の整備の二つが考えられるが、(1)は抜本的な施策であり、(2)は当面緊急の施策である。よって右の不作為により原告らは超過学費相当の損害を蒙ったものであり、国に対し損害賠償を請求する権利を有する。

(四)

このわれわれの請求に対し、国は徹頭徹尾抽象的な本案前の抗弁を対置した。したがって法廷での論争は、終始、一刻も早く本案審理に入り、超過学費問題の実態に関する証拠調を行なうべきだとするわれわれと、本訴訟は本来の法判断になじまない請求をなしているものだから速やかに審理を終結せよという国側との間の論争に終始してきた。

国側の主張は、一口にいえば立法裁量論である。すなわち、憲法二六条にいう国民の教育を受ける権利の具体的内容は、結局は法律の制定にまつべきものである、なぜなら教育を受ける権利をどこまで具体化するかは、文教政策、教育制度等国政の根幹に直接影響を及ぼし、また予算の裏付けを必要とするものだから、社会的・文化的・経済的諸要因を勘案し、専門的、長期的かつ合目的な見地から決定しなくてはならず、こうした決定は国会のみがなしうるところであり、司法審査になじみにくいものである、とするのであり、これがすべてである。この国の主張は勿論、憲法上の社会権条項(生存権、教育を受ける権利、勤労の権利)をプログラム規定とみる立場に立つものである。たとえは生存権の保障にしても、これは文化国家の理念を抽象

的に宣言し、かかる国政の運営を国の責務と宣言したものであるが、直接個々の国民に対し具体的権利を付与したものではないのである。

しかしこうした国の主張は、憲法解釈の名において憲法の本質をじゅうりんするものであり、教育基本法の規範性を無意味ならしめるものである。

われわれは本訴請求の実定法上の根拠として、憲法二六条一、二項のほか、教育基本法三条一、二項、一〇条二項、一一条を指摘した。憲法二六条は、一項において国民の教育を受ける権利を規定し、二項において、国民の子女に対する普通教育を受けさせる義務と、義務教育の無償を規定しているが、いずれも、「法律の定めるところにより」という留保を付している。教育基本法三条は教育の機会均等について、一項では、すべて国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない、経済的地位などによって教育上差別されないこと、二項では、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならないことを規定し、一〇条二項では、教育行政は教育諸条件の整備確立を目標として行われなければならないこと、一一条では、この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されな

ければならないことをそれぞれ規定している。そして学校教育法四一条は、高等学校は高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする旨規定している。したがって憲法二六条は国民の教育を受ける権利の具体的内容を教育基本法に委ね、教育基本法はさらにその具体的実現を諸法律に委ねているという法構造が明らかである。しかしそのことをもって、国がいうように、教育を受ける権利の具体的実現がすべて国会の裁量にまかせられており、司法判断の対象となりえないとすることは、憲法上の基本的人権保障の実質的意義を忘却したものである。憲法九八条は憲法の最高法規性を明記し、これに反する法律ならびに行政行為の一切が無効であるとし、同八一条は裁判所に対し違憲立法・行政審査権を与えている。高度に政治的な立法・行政行為に対する司法審査権を否定する、統治行為論を是認する立場に立ったとしても、いやしくも基本的人権保障が立法行政的に合憲的に実施されているか否かについて司法審査権が及ばないとしたら、立法行政の違憲審査権は全く名目的なものとならざるをえなくなるのだから、人権にかかる領域について統治行為論を持ち込むことは、憲法解釈上許されないとわねばならない。

確かに憲法二六条は、他の人権条項と同様、抽象的な規範であることを免かれない。しかしその内容を具体化した

教育基本法の諸条項はいずれもより具体的に教育を受ける権利の保障の内容を示している。前記の三条二項は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して奨学の方法を講じること、国および地方公共団体の義務としているのであるが、「能力」を前提としている点であまいさを残しているとはいえず、それ以外の要件は客観的に明確であり、ただ奨学の方法程度が問題となるにすぎない。われわれは本訴請求における実定法上の直接の根拠として右条項を重視しているものであり、われわれの考え方からすれば、まさに勤労者である国民が私立高校に入学する子女のために支払わねばならない受忍限度を超える超過学費こそ、右の奨学制度の欠如によってもたらされたものであり、国は経済的理由により修学困難なものに対する奨学制度の整備を懈怠しつつけるという違法を犯していることにならざるをえないのである。

はたして国は、われわれの右の主張に対して、もっとも反動的な能力論を対置してきた。すなわち、「教育の機会均等というも確定的な概念でなく、抽象的、相対的概念としてとらえられており、本人の能力以外の理由で差別があるならば、教育の機会均等に反することは明らかであるが、それ以上の具体的な内容を示しているものではない。」

(憲法二六条二項は)「すべての国民に普通教育を受ける

ことがその能力にかかわらず義務づけられ、かつ確実に保障されることを宣言したものである。」と述べて、暗に、高校教育は「能力」のあるもののみ開かれた教育過程であり、「能力」のないものも就学を義務づけられていた義務教育過程とは異っている、私立高校生が公立高に入学する能力がなかったのだとしたら就学条件における差別はやむをえないものだ、との差別的教育観を露骨に展開した。ここでは、能力が一般的普遍的なものではなく、個別的特殊的な有能性に置きかえられる。結局、国がいわんとしていことは、公立高にも入れないものは高い月謝を出してまで私立高にゆく必要はないということである。この考え方は、富国強兵に役立つ国民教育という国家主義的観点からは肯定されうるとしても、いやしくも国民自身のための教育、人間の発達可能性を現実のものにしてゆくという国民主権的な教育観からは、絶対に容認できない考え方である。そして国の右主張は前記の教基法三条二項にいう、「能力があるにもかかわらず」を、いわゆる英才を指すものとし、ほんの一握りの「英才」のための奨学金制度である日本育英会制度をもって、同条を充足しているものであるとの立論を根拠づけるためのものであったといわねばならぬ。

を子どもに受けさせることは社会常識上、親の義務となっており、この意味では高校教育は義務教育化している。しかし高校教育を直ちに法制度的に義務化する可否かは、なおかつ立法行政の裁量の余地を残している。換言すれば、高校義務化の客観的条件は成熟しているけれども、これが国民全体の法律的要求になるには若干の距離があることは否定できない。こうした状況の中で、われわれが提起しているものは、実質的に義務化した高校教育について、経済的側面における諸条件を緊急に整備し、経済的理由によって高校進学を放棄させられたり、あるいは進学自体に受忍限度をこえる経済的困難が伴なうことのないよう、高校教育の無償化に向けた抜本的な立法行政施策を講ずべきだということであり、高校教育を受ける権利をもっとも強く侵害しているというべき、私立高校における高額な学費負担を直ちに軽減する具体的措置を講ずべきだということである。われわれのこの要求は、高校制度の法制的変更を前提とするものではなく、現在直ちに実現可能なものである。

このわれわれの主張に対し、国は次のように反論した。すなわち、かりに教育基本法三条一項の趣旨にかんがみ、修学上の経済的負担の面で教育の機会均等を確保する措置を講ずるとしても、具体的にいかなる基準を満たせば、経

(五)

われわれと国との間の論争が繰り返されてゆく中で、裁判所は七七年二月の第九回公判で国側に対し、原告側の請求原因に対する事実認否をなすように命じ、本訴訟の中心争点である本件超過学費について国に法的責任があるか否かが、より実態的根拠をもって論じられることになった。

われわれは、すでに訴状において、教育基本法四条一項にいう、国民がその子女に対して負う九年の普通教育を受けさせる義務は、現在の高校教育が国民にとって有している意味からいって一二年に変更されているものというべきであり、高校は義務教育化しているものと解すべきであると主張したのであるが、国は右の主張を、教基法四条一項の違憲主張であるかのように捉えて、どの段階までの普通教育を義務教育とするかは国会の裁量事項であり教基法四条一項は憲法違反ではないと反論した。しかしここでわれわれが主張している内容は決して、教基法四条一項を改正して義務教育年限を高校を含めた一二年にしないことが、直ちに国の違法な不作為だということではない。もちろん、すべての国民が共通に認識しているように、現在高校教育

的負担の面で教育の機会均等が確保されていると言えるのかはなほ疑問であり、教育が本来的に持っている非経済的效果を勘案するならば、司法的判断になじむほどの合理的基準を設定することは極めて困難である、というのである。しかし、この論旨は全く薄弱である。確かに、私立高校生の超過学費について、その軽減措置をいかなる方法で実現するか、すなわち、公立高校の大量増設によるか、私学助成の大幅な増加によるか、奨学金の新設によるかは、国の裁量に委ねられているといえるであろう。また軽減措置について、学費を全廃するのか、奨学金を超過学費全部とするのか、あるいは超過学費のうちの一定額を限度とするのか、奨学金制度による受益者をどの範囲にするのか、等については、それなりの政策的な検討が加えられるであろう。しかし問題の核心は、超過学費による受教育権の侵害を除去する適当な立法行政措置を直ちに下すべきだということであり、現実には損害が発生している以上、複雑性や困難性を、解決を遅らせる口実とすることは許されない。「教育の非経済的效果」という用語が唐突に用いられているが、その用語自体の当否はともかくとして、ここで問題であるのは、教育の効果ではなく、教育の経済的条件であることを指摘しておかねばならない。そして超過学費が受忍限度を超えるところに具体的な損害を認定判断する

ことは、すぐれて司法裁判所の権限である。

(六)

現在までの最終段階である第一三回公判(七八年二月)において、国は従来の主張の総括ともいふべき準備書面を提出してきた。その内容には現在の政治反動状況に裏打ちされた、看過できない暴論がみられる。すなわち、「私立高校生を子にもつ家庭が、生存権をおびやかされる程の経済的負担に苦しんでいる」というわれわれの主張について、大阪府下の私立高校の生徒納付金は昭和五〇年度入学者の場合、平均で年間三十一万三、八〇〇円、一か月平均二万六、一五〇円となり、勤労者世帯の実収入の一・二・四％であり、生存権をおびやかすようなものではない、また大阪府の勤労者世帯の実支出のうち生存権にかかる、と考えられる食料費、住居費、光熱水費、被服費、保険医療費および非消費支出(所得税等)は一か月平均一十一万七、一三円であり、これは実収入の五二・六％で、残りの四七・四％は、教育費や娯楽費などに当てられるものである、というのである。この場合、国は大阪府の勤労者世帯の平均実収入を二万八千円として右の計算をしている。しかし大阪府の場合、私立高校に子どもを通わせている家庭の世

帯収入は、大部分の場合平均以下である。所得水準が低く、教育条件に恵まれない子どもたちが、人員枠の制限のため、学費の安い公立高校に進学できず、私立高校に進学せざるをえないというのが冷徹な現実なのである。したがって私立高校に通わせている勤労者世帯の所得水準は一般的には右の平均値よりも少ないと考えなければならぬ。かりに二万八千円の月収があっても、一人の高校生のための単なる学費支出だけで、実収入全体の二・四％を占めるということの重大性を認識しえないことは、常識では考えられない。世帯収入が平均以下になればなるほど、超過学費の負担は家族全員の生活を締めつける。母親は一日中内職をし、あるいはパートをして低賃金で働らきその収入のほとんどすべてを一人の子どもの学費だけのために支払わねばならない。子ども自身もアルバイトをしながら超過学費を稼ぎ出す手伝いをせねばならない。しかも子ども自身には共通の生活費のほかに学費以外にも少なからぬ教育費の支出が必要である。かりに超過学費の負担がなかったとしてもぎりぎりの生活を強いられている勤労者世帯にとって、年間三〇万円以上に達する学費の負担がどれほどのものであるかは想像に難くない。これが国の立場では、生存権をおびやかすようなものではない、というのである。

さらに国は、公教育は無償化こそ進むべき方向であり、受益者負担主義はその方向に逆行するものである、というわれわれの主張に対して、無償とするためには公費を大幅に投入せねばならず、その公費は国民の税収を財源としている以上、高校教育を受けていないものも負担せねばならず、これらの者の負担の公平をも勘案すれば受益者負担主義も不当とはいえない、と反論している。しかしこれが詭弁にすぎないことは、子どもを高校にやれない世帯に税収を期待する方がどうかしていることと、この子どもたちこそ、超過学費のために高校進学のを閉ざされた人たちであることから、直ちに明らかである。国のこの反動的な見解には、民主主義のかけらさえもない。

国の立論の根底には、われわれがいう超過学費の解消は国家財政上不可能を強いるものであるというニュアンスがある。そして国は、国が奨学制度を整備していることを示そうとして、生徒に対する助成策として、日本育英会法にもとづく育英奨学金制度、定時制及び通信制課程修学奨励制度、同和対策高等学校進学奨励補助制度を、学校に対する助成策として、私立学校振興助成法に基づく経常費助成補助制度などをあげる。しかし日本育英会の高校生に対する奨学金給付内訳をみると五二年度で国公立二五、〇〇〇人、私立一二、三〇〇人、給付月額額は国公立七、〇〇〇

円、私立一〇、〇〇〇円である。少くとも私立高校生についていえば一％にも達しない人数の子どもについて、超過学費の数分の一度の補助にすぎない。また私学振興助成法にもとづく私立高校等に対する経常費助成額は五二年度で、地方交付税と国庫補助金をあわせて一、五七五億円であり、生徒一人当たり七三、一〇〇円となるというが、これは辛うじて私立高校の学費値上げに対する抑制的效果を生み出している程度で、甚だしい公私間格差を解消せしめることには全く役立っていない。

しかし超過学費の解消は国家財政上充分可能である。かりに一五〇万人の私立高校生に対し平均二〇万円の学費補助を行なうとすれば、年間三千億円が必要であるが、昭和五三年度の一般会計予算規模は約三四兆円であるところ、その一〇・五％の文教予算を、六〇年当時の二二・四％にもどすとすればそれだけで六、五〇〇億円の増加がみられるのだから、こうした施策は国の教育費に対する財政努力の範囲内にある。むしろ一九六〇年と一九七六年を対比して、進学率が幼稚園二八・七％→六四・〇％、高校五七・七％→九二・六％、大学・短大一〇・三％→三八・六％というように飛躍的に増加しているのに、国家予算中の文教費の割合が低下しているところにこそ、超過学費問題につながる国家財政上の経済的根拠があるといふべきである。

(七)

以上が私学訴訟におけるわれわれと国側の対立点である。確かに法律的には、社会権保障における国の不作為の違法性に対する法的追求という前例のない訴訟ではある。しかし一歩踏み込んで考察するならば、本訴訟はその本質において、一般の国家賠償請求訴訟と少しも異なるものではない。ただ従来、国の社会福祉政策における違法な放置に対する法的責任の追求という規範意識の形成があまりにも未成熟であったことが、本訴訟を異例と感じさせているのにすぎない。

私学訴訟において、われわれがめざすものが何であるかは、以上述べたところから自ら明らかであろう。それは要約していえば、教育における国民権原則の確立という理念の実現に向けた一歩である。その一歩は困難であるだけに貴重である、といえるだろう。

現在国民生活のあらゆる領域で政治反動が強化されている。資本主義体制は全世界的規模において、その構造的な経済恐慌の中で独占資本の利益を擁護し、その政治支配を強化するために、勤労階級の抵抗を排除しつつ国民の諸権利を暴力的に抑圧し、あるいは切り捨てながら、同時に国

民全体の体制的一元化を押し進めている。体制権力にとっては、独占の手に国家財政を掌握させ、独占の手によって勤労者を従属させることが必要である。また同時に、体制権力自身の手で福祉を実現しているというみせかけが必要であり、国民大衆の要求それ自体はむしろできるかぎり抑圧し、大衆を支配権力に対して無力化する必要がある。本訴訟の中で国が示しているように、かれらにとって必要なのは、私学助成に誠意をもって取り組んでいるというポーズであり、勤労者である私立高校生の親に対し、超過学費解消のための現実的・具体的権利を与えることではない。社会福祉も社会保障も国の恩恵でなければならず、国民の権利であってはならない。これが本訴訟の基本的な対決点である。

しかし、本訴訟においてわれわれが提起しているものは、階級的存在である国家は、国民に君臨するものではなく、国民の福祉に奉仕すべきものであり、それを自らの法律的责任として遂行すべき国民に対する義務を負うていることを、大衆的に明らかにし、勤労階級の自覚と権利意識をよびますことである。司法反動による、国民権意識の国家主権意識への転換のための死物狂いの攻撃に対して、われわれは真向から対決し、真の国民主権原則を、真に実質的な民主主義を、換言すれば勤労者、あるいは貧乏人のた

めの民主主義を打ち樹てるために、本訴訟を提起して闘っているのである。そしてすべての子どもに高校教育を保障させ、高学費による生活破壊から勤労者の生活を守ることが、とくに今日の政治情勢の中では、すぐれて革新的な闘いであり、広汎な民主勢力の統一戦線を結成することを可能とする闘いである。

裁判の情勢は極めてきびしいけれども、われわれが掲げた私学訴訟の旗は、裁判の掃すうを越えて、教育を国民の手にとり戻すための闘いの武器となり続けることであろう。私学訴訟の第二段階が、いままさに始まりつつとしている。

奥田家文書研究会編

奥田家文書 第15巻完成

A5版・上質紙・上製・各巻1,200頁 発行 社団法人 部落解放研究所
 第1巻 村明細帳、宗門改帳、絵図。第2巻・第3巻・第4巻・第5巻(品切)。
 第6巻 届書、一揆・村方騒動、証文、難渋。第7巻 難渋、仕置書、土地、
 出作・小作。第8巻 出作・小作。第9巻 出作・小作、農業、財政。第10巻
 郷借、郡中割、小入用、諸事入用。第11巻 諸事入用、一件諸入用、立会割覚
 帳、棟役割方帳、山掛覚帳、跡式清落帳、召捕入用、勘定控、金融。第12巻
 金融、産業、年貢。第13巻 年貢。第14巻 年貢、宗教。第15巻 土木、水
 利、村方騒動、戸口、御仕置、世相、雑。

第1巻 5000円。第2巻～第10巻 6000円。第11～14巻 8000円。

第15巻 900円。送料 350円(700部限定版 2～6巻まで在庫なし)

発売 解放出版社